

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察厅所運発第10号、丙交全発第54号、丙交指発第17号
丙部交発第8号、丙若厚発第13号、丙生全発第26号
丙発第12号、丙少発第15号、丙刑全発第30号
丙保一発第11号、丙保全発第32号、丙保管発第8号
平成9年4月25日
警察厅交通局长
警察厅长官房局长
警察厅生活安全局长
警察厅刑事局长
警察厅警备局长
警察厅情报通信局长

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について

各都道府県警察における被害者対策については、「被害者対策要綱の制定について（依命通達）」（平成8年2月1日付け警察厅乙官発第3号、乙生発第2号、乙刑発第2号、乙交発第4号、乙備発第2号、乙情発第1号）により推進されているところであるが、この度、みだしのことについて、別添のとおり要領を制定し、平成9年6月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領

1 趣旨

運転免許を有する者が、交通事故等によって死亡し、その事実を警察において確認したにもかかわらず、運転免許証の更新連絡書等（以下「更新連絡書等」という。）を送付したために、当該遺族から苦情が寄せられることがある。

更新連絡書等送付の情報提供業務は、法令の規定に基づき又は任意に行っており、対象者が既に死亡している場合にこれを行うことは、送付を受けた遺族の感情に反するばかりでなく警察に対する不信感を生じさせることになる。

そこで、各都道府県警察における被害者対策の一環として、このような場合の更新連絡書等の発送停止措置を推進することとしたものである。

2 対象者及び対象文書

(1) 更新連絡書等の発送停止対象者

ア 次の者（警察において死体を取り扱った者に限る。）のうち、身元確認が確実にできたもの（当該者の住所（居所）地の如何を問わない。イにおいて同じ。）。

- ① 交通事故により死亡した者
- ② 交通事故以外の過失事件により死亡した者
- ③ 殺人事件又は傷害致死等事件により死亡した者
- ④ その他①～③以外で死亡した者

イ アに掲げる者のか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの。

(2) 発送停止対象文書

ア 更新連絡書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3の規定に基づく書面をいう。）

イ 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第1号又は第2号の規定に基づく書面をいう。）

ウ 行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法令に基づくもの

エ 免許失効通知書（免許証の更新を行わず有効期間が満了し免許証の効力が失効した者に対する通知書で、法令の規定に基づかない書面をいう。）

3 措置要領

(1) 2 (1)の対象者を取り扱った場合等の措置

対象者の取扱所属（警察本部においては担当の課又は隊（以下「本部担当課等」という。）、警察署においては担当課（以下「署担当課」という。））は、対象者の入定

事項を別記様式により記載し、本部担当課等にあっては直接警察本部運転免許担当課（以下「運転免許担当課」という。）へ通報し、また、署担当課（交通課を除く。）にあっては警察署交通課に提出し、交通課において対象者の免許照会を行った上、当該者が運転免許を有する場合は、運転免許担当課へ通報するものとする。

なお、警察において死亡確認及び身元確認は行っていない者が、運転免許を受けていたという事実及び死亡したという事実に関する情報の提供をその者の遺族から受けた場合には、当該者について、本部担当課等にあっては運転免許担当課へ、また、署担当課（交通課を除く。）にあっては警察署交通課へ、別記様式又はその他の方法により連絡の上、遺族の意向を考慮して必要な措置をとるものとする。

(2) 通報を受けた場合の措置

ア 運転免許担当課は、本部担当課等から（1）に係る通報があった場合で、通報に係る対象者の免許照会を行った結果、運転免許を有する者であったとき及び警察署交通課から（1）に係る通報があった場合には、後日、警察業務上、当該対象者の運転免許データが必要となることがあることから、必要なリストを作成して6年間保存することとした上で、警察庁の運転者管理システムに関し、免許データについて違反外処分登録を行うこと。

イ (1) に係る通報を受けた運転免許担当課は、対象者の住所（居所）地が、他の都道府県にある場合は、速やかに、別記様式により当該都道府県の運転免許担当課へ通報するものとし、通報を受理した運転免許担当課は、アの措置を講じるものとする。

4 通報連絡体制の確立

本指置の円滑な推進等を図るため、本部担当課等、警察署交通課及び運転免許担当課に、通報連絡責任者を配置（指定）し、相互の連絡を密にするなど通報連絡体制を確立するものとする。

別記様式

死亡者通報連絡票

(○○○課・署(道府県警責任者))

死 亡 原 因	交通事故 交通事故以外の過失事件 他人、畜産家等事件 記以外 その他()				
本(国)籍	都道	市 区	町	番地	号
	府 縦	郡	村		
住 所(居)	都道	市 区	町	番地	号
	府 縦	郡	村		
姓 名				性 別	男 女
生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)				
措 置					

- 注：1 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。
 2 死亡未確認の場合は、死亡原因欄のその他()にその旨を記載すること。
 3 措置欄には、運転免許担当課及び警察署交通課において措置した内容を記載すること。